

議案第20号 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成30年度から平成32年度までの3年間の第1号被保険者の保険料について、介護保険事業計画に定める介護保険等対象サービスの見込み量等に基づく保険給付見込み額及び地域支援事業に要する費用の見込み額、第1号被保険者の所得の分布状況及び見込み人数を基に算出した保険料に改める等、所要の改正を行うもの。

小松島市介護保険条例(平成12年小松島市条例第24号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|--|--|--|
| (保険料率) 第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,680円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,520円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,520円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,020円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,360円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,030円</u> ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に | (保険料率) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>53,100円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,720円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,960円</u> ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に | 改正 改正 改正 改正 改正 改正 改正 |

| | | |
|-----|--|----|
| | <p>規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第8号イ, 第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> | |
| (7) | 次のいずれかに該当する者 <u>82,360円</u> | 改正 |
| | <p>ア 合計所得金額が<u>120万円以上190万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> | 改正 |
| (8) | 次のいずれかに該当する者 <u>95,040円</u> | 改正 |
| | <p>ア 合計所得金額が<u>190万円以上290万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし</p> | 改正 |
| | <p>規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第8号イ, 第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> | |
| (7) | 次のいずれかに該当する者 <u>90,040円</u> | 改正 |
| | <p>ア 合計所得金額が<u>120万円以上200万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> | 改正 |
| (8) | 次のいずれかに該当する者 <u>106,200円</u> | 改正 |
| | <p>ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし</p> | 改正 |

| | | |
|------|--|----|
| | ない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ又は第10号イに該当する者を除く。) | |
| (9) | 次のいずれかに該当する者 <u>107,710円</u> | |
| | ア 合計所得金額が <u>290万円</u> 以上500万円未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの | |
| | イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。) | |
| (10) | 次のいずれかに該当する者 <u>114,040円</u> | |
| | ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの | |
| | イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。) | |
| (11) | 前各号のいずれにも該当しない者 <u>133,050円</u> | |
| 2 | 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u> における保険料率は, 同号の規定にかかわらず, <u>28,510円</u> とする。 | |
| | ない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ又は第10号イに該当する者を除く。) | |
| (9) | 次のいずれかに該当する者 <u>120,360円</u> | 改正 |
| | ア 合計所得金額が <u>300万円</u> 以上500万円未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの | 改正 |
| | イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。) | |
| (10) | 次のいずれかに該当する者 <u>127,440円</u> | 改正 |
| | ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの | |
| | イ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。) | |
| (11) | 前各号のいずれにも該当しない者 <u>148,680円</u> | 改正 |
| 2 | 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率は, 同号の規定にかかわらず, <u>31,860円</u> とする。 | 改正 |